(3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。	(3) 制限しない。	
(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。	
(a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス（CPC八六一一＊＊）		
(1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1) 制限しない。	
(2) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。	
(3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。	(3) 制限しない。	
(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。	
(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス（CPC八六一一、八六一二、八六一三、八六一九）		
(1) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1) 制限しない。	
(2) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。 特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。	

(3) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。	(3) 制限しない。	
(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
(a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス（CPC八六一一＊＊）		
(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(1) 制限しない。	
(2) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(2) 制限しない。	
(3) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(3) 制限しない。	
(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
(a) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス（CPC八六一一＊＊）		
(1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1) 制限しない。	
(2) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。	(2) 制限しない。	
(3) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。	(3) 制限しない。	
(4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。	
(b) 会計、監査及び簿記のサービス（CPC八六二）		
(1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有するサービス提供者（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1) 制限しない。	
監査法人については、業務上の拠点が必要である。		